

○食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成 23 年内閣府令第 46 号)
一部改正(案)新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨) 第一条(略) (定義) 第二条(略) (表示) 第三条 乳等は法第十九条の規定により表示を行うべき食品とする。ただし、輸出するものにあつては、この限りでない。 二 法第十九条の規定による表示は、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載して行わなければならない。 一 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳 (略) 二 乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この号において同じ。) イ～チ(略) 三 乳製品 イ～ロ(略) ハ <u>ナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードのものに限る。)であつて、容器包装に入れた後加熱殺菌したもの又は飲食に供する際に加熱を要するものにあつては、加熱殺菌した旨又は加熱を要する旨</u> 三 クリーム及びクリームパウダーにあつては、含まれる乳脂肪分の重量 100 分率 ホ～ル(略) ヲ 殺菌した発酵乳及び乳酸菌飲料にあつては、その旨 ワ <u>発酵乳又は乳酸菌飲料であつて、製造時の発酵温度が摂氏 25 度前後のものにあつては、その旨</u></p>	<p>(趣旨) 第一条(略) (定義) 第二条(略) (表示) 第三条 乳等は法第十九条の規定により表示を行うべき食品とする。ただし、輸出するものにあつては、この限りでない。 二 法第十九条の規定による表示は、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載して行わなければならない。 一 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳 (略) 二 乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この号において同じ。) イ～チ(略) 三 乳製品 イ～ロ(略) ハ クリーム及びクリームパウダーにあつては、含まれる乳脂肪分の重量 100 分率 ニ～ヌ(略) ル 殺菌した乳酸菌飲料にあつては、その旨</p>